京都市告示第１６２号

地方自治法第２６０条の２第１１項の規定に基づき，平成１４年6月１３日付けで認可した桜坂自治会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出があったので，同条第１０項の規定により，次のとおり告示します。

平成２４年７月１２日

京都市長　門川　大作

変更があった事項及びその内容

１　主たる事務所の所在地

	変更前	変更後
桜坂自治会（平成２３年度）	京都市左京区岩倉長谷町６６４番地の４７	京都市左京区岩倉長谷町６６４番地の２８
桜坂自治会（平成２４年度）	京都市左京区岩倉長谷町６６４番地の２８	京都市左京区岩倉長谷町６６４番地の２３

２　代表者の氏名

	変更前	変更後
桜坂自治会（平成２３年度）	武田　訓	森井　正史
桜坂自治会（平成２４年度）	森井　正史	水谷　淳史

３　代表者の住所

	変更前	変更後
桜坂自治会（平成２３年度）	京都市左京区岩倉長谷町６６４番地の４７	京都市左京区岩倉長谷町６６４番地の２８
桜坂自治会（平成２４年度）	京都市左京区岩倉長谷町６６４番地の２８	京都市左京区岩倉長谷町６６４番地の２３

（文化市民局地域自治推進室）